

函館空港エコエアポート協議会規約

(名称)

第1条 本協議会を函館空港エコエアポート協議会(以下、「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、空港本体における環境負荷の低減を推進すると共に空港周辺の土地活用及び空港と地域の交流・活性化を推進することにより、「空港及び空港周辺において、環境の保全と良好な環境の創造を進める対策を実施している空港(以下、「エコエアポート」という。)」を実現することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 空港環境計画の策定
- (2) 空港環境計画に基づく施策の実施
- (3) 空港環境計画に基づく施策の達成状況の評価
- (4) エコエアポートを推進するに当たって、関係者に対し必要となる教育及び啓蒙活動
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(構成)

第4条 協議会は、会長及び委員をもって構成する。

2. 会長は、北海道エアポート株式会社 函館空港事業所長とする。
3. 委員は、別表1の構成機関から選任された者とする。
4. その他会長が特に必要と認めた場合は、協議会の議決を経て委員とすることが出来る。

(協議会)

第5条 協議会は、必要に応じて会長が招集し主宰する。

2. 協議会は、第3条に定めるものの他、次の事項を審議し決定する。
 - (1) 規約の改廃に関する事
 - (2) 協議会の運営に関する事
 - (3) その他会長が特に必要と認めた事項に関する事
3. 協議会の議決は多数決による。
4. 会長が特に必要があると認めた場合は、委員以外の者を協議会に参加させることが出来る。

(部会の設置)

第6条 協議会の事業を円滑に推進するため次の部会を置く。

(1) 空港環境部会

2. 空港環境部会においては、第3条に定める事業のうち、空港環境計画に係る事項について検討し、協議する。
3. 空港環境部会において必要な事項は、部会において別に定める。

(事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、事務局を函館空港事業所業務管理課に置く。

2. 事務局は、協議会の事務を処理する他、各部会の運営を補助する。

(その他)

第8条 この規約に定めるものの他、会長が特に必要と認めた事項は協議会の議決を経て別途定める。

附則

この規約は、令和3年3月1日から施行する。

函館空港エコエアポート協議会

No.	構成機関	委員
1	北海道エアポート(株) 函館空港事業所	事業所長(会長)
2	東京航空局函館空港事務所	空港長
3	函館空港ビルデング(株)	総務部長
4	全日本空輸(株) 函館空港所	所長
5	日本航空(株) 函館支店函館空港所	所長
6	(株)AIRDOO 函館空港所	所長
7	タイガーエア台湾	マネージャー
8	函館エアサービス(株)	旅客部長
9	国際航空給油(株) 函館空港事業所	所長
10	(株)ENEOS スカイサービス 函館事業所	所長
11	(一財)航空保安協会函館第一事務所	所長
12	(一財)航空保安協会函館第二事務所	所長
13	新千歳航空測候所函館航空気象観測所	総括観測員
14	札幌出入国在留管理局函館出張所	所長
15	函館税関	統括監視官
16	小樽検疫所函館空港出張所	所長
17	動物検疫所北海道-東北支所函館空港出張所	所長
18	横浜植物防疫所札幌支所函館出張所	所長
19	第一管区海上保安本部函館航空基地	基地長
20	北海道開発局 函館開発建設部	第3工務課長
21	北海道運輸局 函館運輸支局	首席運輸企画専門官
22	函館市港湾空港部	港湾空港振興課長
23	北海道電力ネットワーク(株) 函館支店	支店長
24	北海道ガス(株) 函館支店	支店長
25	函館地区バス協会	事務局長
26	函館地区レンタカー協会	会長

空港環境部会

No.	構成機関	委員
1	北海道エアポート(株) 函館空港事業所	施設管理課 (部会長)
2	函館空港ビルディング(株)	施設課長
3	全日本空輸(株)函館空港所	所長
4	日本航空(株)函館支店函館空港所	所長
5	北海道開発局函館開発建設部	第3工務課長
6	北海道電力ネットワーク(株)函館支店	企画総務グループリーダー
7	北海道ガス(株)函館支店	マネージャー